

令和3年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

令和3年度の保険料算出方法は昨年と同一です

後期高齢者医療保険1人あたりの保険料は、皆さんが均等に負担する「均等割額」と個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出しています。上限額は64万円です。

均等割額

年額5万600円

所得割額

総所得金額等（基礎控除後）×9.95%

低所得者に係る保険料の軽減について

所得が低い方は、保険料の均等割額が軽減されますが、今回軽減割合が見直されました。

均等割額の軽減については、世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計額で計算します。

●均等割額の軽減

▼7割軽減

43万円＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」以下となる世帯

▼5割軽減

43万円＋「28万5千円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

▼2割軽減

43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

※「給与・年金所得者の数」とは（65歳以上の場合）給与収入が55万円超の方および年金収入が110万円超の方の合計人数

▼そのほかの軽減（被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減）
制度加入の月から2年間は均等割額が5割軽減されます。（所得割額はかかりません）

仮徴収額決定通知書をご確認ください

今月から令和3年度後期高齢者

保険料を年金からの天引きで納めていただいている被保険者には「仮徴収額決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

医療保険料の仮徴収が始まります。仮徴収とは、本年度の保険料額が決定する前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前回徴収した保険料額を基準に、4・6・8月の年金から徴収します。

対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付します。仮徴収保険料額などが記載されていますので、ご確認ください。

あんま・はり・きゅう治療券を発行しています

町では、後期高齢者医療被保険者を対象に、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券5枚綴り（1回につき1000円補助）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施設で使用できます。必要な方は、「後期高齢者医療被保険者証」と「印かん」をご準備の上、町住民生活課で申請してください。

▼申請期限

令和4年3月31日（木）

医療機関の適正な受診のため次のことに注意しましょう

医療機関を受診するときは次のことに気をつけましょう。

●重複受診をやめましょう

重複受診とは、同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかることです。受診するたびに初診料が必要で、医療費が高額になり、検査や投薬を繰り返すため体に負担もかかります。

●かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、あなたの健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医をもてば、いざというときも安心です。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効き目も立証されています。ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではなく、症状によっては適さない場合もあります。

●お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は使っている薬などを記録しておくことで、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。

健診・検診

町の健診を受けて身体の
状態をチェックしましょう



申し込みは町総合保健福祉センターまで

■健診・検診の申し込みは4月
14日(水)まで

町では、令和3年度の健診や検診を次のとおり実施します。

各健診の申し込みについては、4月14日(水)までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、各行政区の区長または町総合保健福祉センターに提出してください。

●節目健診

▼期間 6～12月

▼場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター

▼対象者 令和4年4月1日現在で35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を迎える町国民健康保険被保険者

●特定健診・若者健診・がん検診
(7月集団健診)

▼期間 7月3日(土)～9日(金)

▼場所 町総合保健福祉センター
▼対象者 20～74歳の町国民健康保険被保険者(40～74歳の社会保険被扶養者等も受診可)

●後期高齢者健診・がん検診
(8月集団健診)

▼期間 8月20日(金)～23日(月)

▼場所 町総合保健福祉センター
▼対象者 町後期高齢者医療保険被保険者

●がん検診(12月集団検診)

▼期間 12月8日(水)～12日(日)

▼場所 町総合保健福祉センター
▼対象者 20歳以上の女性および40歳以上の男性

詳しくは、各世帯に配布した「甲佐町健診のお知らせ」および「甲佐町健診希望調査票の書き方」をご確認ください。

●お問い合わせ先

・町健康推進課(町総合保健福祉センター内)

☎096-235-8711

・町住民生活課

☎096-234-1113

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 105)

鳥獣被害

■イノシシなどの鳥獣による本町の農作物被害額は1千万円超

イノシシやシカなどの鳥獣による町の農作物被害は年々増加傾向にあり、本町の昨年度の被害額は明らかに becoming だけども1085万3000円、被害面積は7万5800平方メートルに上ります。実際の被害額はさらに大きいと予想されます。

近年では、町内でアライグマの生息も確認されており、農家の皆さんはこれらの鳥獣害対策に苦心しているところです。

鳥獣による農作物被害は、町だけでなく県全体でも増加傾向にあります。被害による収入の損失はもちろんですが、農業者の生産意欲低下や耕作放棄地の増加にも繋

がる大きな問題です。

■町が取り組む鳥獣被害対策

町では鳥獣害対策として、次の2つの事業に取り組んでいます。

●有害鳥獣捕獲事業

本事業では、「甲佐町有害鳥獣駆除隊」への有害鳥獣駆除の委託を行っています。

イノシシやニホンジカ、ニホンザル、カラスを対象に捕獲許可を行い、銃およびワナによる駆除活動を実施。令和元年度は、イノシシ255頭、ニホンジカ23頭、ニホンザル2頭、カラス12羽となっており、年間300頭前後の有害鳥獣を捕獲しています。

●鳥獣被害防止総合対策事業

本事業は、3戸以上で鳥獣被害防止に取り組む農家に対して電気柵などの導入経費補助を行うもので、令和2年度は7件4700円の電気柵を整備しました。

被害の防止には、有害鳥獣を農地に近寄せないことが重要で、町では、鳥獣の追い払い活動に使用するロケット花火の配布を通して、地域での被害防止活動の推進を図っています。

鳥獣被害の現状と
町の施策について



鳥獣対策ロケット花火は町農政課窓口で配布中

町農政課 ☎096-234-1176(内線 152)